（証券コード９５０５）
平成28年６月７日

株　主　各　位

富山市牛島町15番１号
北陸電力株式会社
代表取締役会長　久　和　　進

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて，第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席願えない場合には，後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**以下のいずれかの方法により，平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますよう**お願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ，上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使サイト（http://www. web54. net）にアクセスしていただき，同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ，画面の案内にしたがって，上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては，３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお，書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを有効な議決権行使とし，インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

2.　場　　所　富山市牛島町15番１号
北電ビル　２階大ホール

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項　1. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役13名選任の件

第３号議案　監査役５名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案　定款一部変更の件（１）

第５号議案　定款一部変更の件（２）

第６号議案　定款一部変更の件（３）

第７号議案　定款一部変更の件（４）

第８号議案　定款一部変更の件（５）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以　上

添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（http://www. rikuden. co. jp/）に掲載してお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は，下記事項をご了承のうえ，ご行使くださいますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は，パソコンまたは携帯電話を用いて，会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使サイトURL】 http://www. web54. net

2．インターネットにより議決権を行使される場合は，同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は，平成28年６月27日（月曜日）午後５時まで受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

4．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには，次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権を行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Internet Explorer 5.01 SP2以上を使用できること。

③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は，使用する機種が，128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため，128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。）

※Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

（専用ダイヤル） 0120－652－031（午前９時～午後９時）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の事業の概況

１　事業の経過および成果

当期の我が国経済は，設備投資が増加基調で推移し，企業収益や雇用環境も改善するなど，概ね緩やかな回復基調が続きました。

しかしながら，期の後半に入り，中国をはじめとする新興国経済の減速に加え，円高等の影響により，輸出・生産が弱含みとなりました。

北陸地域の経済は，北陸新幹線が金沢まで開業したことによる交流人口増加の効果もあり，回復を続けました。

このような経済情勢のもと，当年度の連結収支につきましては，売上高（営業収益）は，電気事業において販売電力量が減少したものの，北陸電気工事株式会社の連結子会社化などから，前年度に比べ118億円増の5,445億円となり，これに営業外収益を加えた経常収益は110億円増の5,475億円となりました。

また，経常利益は，電気事業において販売電力量の減少や石炭火力発電所の稼働減はあったものの，水力発電量の増加や設備関連費の減少に加え，引き続き経費全般にわたる効率化に努めたことなどから，前年度に比べ57億円増の280億円となりました。これに，渇水準備金を引き当て，法人税等を計上した結果，親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ39億円増の128億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

［電気事業］

当年度の販売電力量につきましては，電灯および業務用は，冬季の気温が前年より高かったことによる暖房需要の減少などから，前年度を下回りました。産業用その他は，前年度並みとなりました。

この結果，販売電力量は275億18百万キロワット時（うち特定規模需要182億62百万キロワット時）となり，前年度と比較しますと1.3%の減少となりました。

供給力につきましては，志賀原子力発電所１・２号機が引き続き運転できなかったことから，厳しい状況となりました。

このため，お客さまに夏季および冬季の節電にご協力いただくとともに，水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じたことに加え，出水率が107.0%と平年を上回った結果，供給を維持することができました。

収支につきましては，売上高は，販売電力量が減少したことなどから，前年度に比べ184億円減の4,930億円となりました。

また，営業利益は，経費全般にわたる効率化に努めたものの，販売電力量の減少や石炭火力発電所の稼働減などから，前年度に比べ63億円減の291億円となりました。

[その他の事業]

売上高は，北陸電気工事株式会社の連結子会社化などから，前年度に比べ464億円増の1,012億円，営業費用は，前年度に比べ419億円増の923億円となりました。この結果,営業利益は前年度に比べ44億円増の89億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	4,930	△ 184	4,638	△ 121	291	△ 63
その他の事業	1,012	464	923	419	89	44
計	5,942	279	5,562	298	380	△ 18
内部取引消去	△ 497	－	△ 497	－	0	－
連結	5,445	118	5,064	136	381	△ 18

2　対処すべき課題

(1)　対処すべき課題，経営の基本方針および経営戦略

本年４月から小売全面自由化がスタートし，平成32年４月からは送配電部門の法的分離が予定されるなど，当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しています。一方，志賀原子力発電所の停止が継続し，厳しい電力需給や収支状況が続いています。

このような経営環境の中，以下の経営方針のもと，諸課題への取組みを一層強化してまいります。

まずは，志賀原子力発電所の早期再稼働の実現に向けた取組みです。新規制基準への適合性確認審査の場で，シームに関する当社の調査結果を科学的･合理的に説明し，再稼働へのステップを着実に進めるとともに，発電所における安全性向上工事を安全・確実に進め，地域の皆さまからご理解いただけるよう努めてまいります。

また，小売全面自由化については，競争を勝ち抜くため，低廉な電気料金水準を維持していくとともに，新たな電気料金メニューやサービスの拡充等により，引き続きお客さまから選択いただけるよう努めてまいります。

今後も北陸地域に根差した企業として地域とともに発展できるよう，これらの取組みを着実に進め，皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

１．安定供給を確保する

供給安定性，経済性に優れ，発電時にCO_2を排出しないことから，ベースロード電源として今後も引き続き重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに，新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し，早期再稼働を目指してまいります。

また，高稼働が続いている水力・火力発電所の着実な補修や，流通設備の機能維持対策の計画的な実施により，安定供給の確保に向け，最大限努めてまいります。

２．競争力を高める

安全最優先を前提とした更なる経営効率化や競争力ある電源の整備・活用により，低廉・良質な電気を安定的にお届けするとともに，お客さまのニーズにより的確にお応えするサービスの展開等，あらゆる点において競争力を高め，小売全面自由化後の厳しい競争環境に対処してまいります。

3．電力システム改革に適応する

平成32年４月からの送配電部門の法的分離に対し，業務の中立性・透明性確保と最適な事業運営の両立に向け，着実に準備を進めてまいります。また，小売全面自由化に伴う諸制度に基づき，的確な業務運営を行ってまいります。

4．グループ全体の収益性を高める

LNG販売を含めた総合エネルギー事業の展開やグループ各社の競争力強化に向けた取組みにより，グループ全体の収益性を高め，持続的成長を目指してまいります。

5．経営基盤を支える取組みを徹底する

安定供給や競争力強化，電力システム改革に向けた課題等に確実に対処し，当社グループの持続的な成長を図るため，安全最優先を徹底するとともに，女性の活躍推進や活力ある組織風土・職場づくりなど，個人・組織が能力を最大限発揮できるよう環境を整備してまいります。

また，当社グループの取組みについて，お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開するとともに，地域との協働による活性化に取り組むことにより，地域社会から信頼いただけるよう努めてまいります。

⑵ 目標とする経営指標

原子力発電所の再稼働時期が見通せないなど経営環境が不透明であることから，利益目標などの経営指標は設定しておりませんが，小売全面自由化開始による競争拡大を見据え，これまでの経営効率化の取組みをベースに資材調達価格の更なる低減等に努めるとともに，電力の安定供給を確保する観点から，以下の経営指標を設定しております。

＜良質で環境にやさしい電力の安定供給＞

・お客さま一戸あたり停電回数：0.23回／年 程度

（経営効率化の主な取組み）

・資材調達価格の７％低減
・業務効率化による人件費の削減
・低灰分・低コストの石炭（インドネシア，ロシア等）の利用拡大
・施策の優先順位明確化による諸経費の削減
・火力発電所定期点検の工程・内容の見直し等による燃料費の低減
・供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売

3　設備投資の状況

(1)　当年度における設備投資額

区　分	投　資　額
電気事業	969 億円
その他の事業	37
合　計	1,007

(2)　当年度中に運転開始した主な設備

設備別	名　称	概　要	運転開始年月
変　電	新富山変電所	電圧　27万５千ボルト 容量　40万キロボルトアンペア（取替）	平成27年６月
変　電	新福井変電所	電圧　27万５千ボルト 容量　40万キロボルトアンペア（取替）	平成27年12月

(3)　当年度における主な建設中の設備

設備別	名　称	概　要	運転開始予定年月
発　電	片貝別又発電所	出力　4,500キロワット	平成28年４月
発　電	富山新港火力発電所 ＬＮＧ１号機	出力　42万4,700キロワット	平成30年11月

（注）片貝別又発電所は，平成27年12月に部分出力（3,000キロワット）で，平成28年４月に最大出力（4,500キロワット）で運転開始いたしました。

4　資金調達の状況

(1)　社　債

発　行　額	償　還　額
700億円	600億円

（注）発行額はすべて国内普通社債であります。

(2)　長期借入金

借　入　額	返　済　額
590億円	241億円

(3)　短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果，62百万円の純減となりました。

5　財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年度（第89期）	平成25年度（第90期）	平成26年度（第91期）	平成27年度（当期）（第92期）
売上高（億円）（営業収益）	4,924	5,096	5,327	5,445
経常利益（億円）	17	98	223	280
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	0	25	89	128
１株当たり当期純利益	0円47銭	12円05銭	43円05銭	61円74銭
総資産（億円）	13,959	14,401	14,794	15,093

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等を適用し，当年度より，「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

Ⅱ　企業集団および当社の概況（平成28年３月31日現在）

1　企業集団の主要な事業内容

電気事業

2　企業集団の主要な事業所等

(1)　当社の主要な事業所および発電所

本店	（富山市）
地域共生本部	（金沢市）
原子力本部	（石川県志賀町）
支店	富山支店（富山市），石川支店（金沢市），福井支店（福井市）
支社	高岡支社（高岡市），魚津支社（魚津市），七尾支社（七尾市）， 小松支社（小松市），丹南支社（越前市），東京支社（東京都港区）
営業所	６か所（飛騨市，南砺市，輪島市，珠洲市，大野市，敦賀市）
水力発電所（出力　８万キロワット以上）	神通川第一発電所　（富山市） 和田川第二発電所　（富山市） 手取川第二発電所　（白山市） 有峰第一発電所　（富山市） 有峰第二発電所　（富山市）
火力発電所（出力　25万キロワット以上）	富山火力発電所　（富山市） 福井火力発電所　（坂井市） 富山新港火力発電所（射水市） 敦賀火力発電所　（敦賀市） 七尾大田火力発電所（七尾市）
原子力発電所	志賀原子力発電所　（石川県志賀町）

⑵　子会社等の本店

【連結子会社】	
日本海発電株式会社	（富山市）
北陸発電工事株式会社	（富山市）
北電テクノサービス株式会社	（富山市）
北陸電気工事株式会社	（富山市）
日本海コンクリート工業株式会社	（富山市）
北陸通信ネットワーク株式会社	（金沢市）
北電情報システムサービス株式会社	（富山市）
北陸エルネス株式会社	（富山市）
北電産業株式会社	（富山市）
日本海環境サービス株式会社	（富山市）
北電技術コンサルタント株式会社	（富山市）
株式会社北陸電力リビングサービス	（富山市）
北電パートナーサービス株式会社	（富山市）
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	（富山市）

3　企業集団の従業員の状況

区　分	従業員数（前年度末比増減）
電気事業	4,997名（　41名増加）
その他の事業	3,302名（　19名増加）
合　計	8,299名（　60名増加）

4　重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
【連結子会社】	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	電気の卸供給
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス，データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	75.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理，人材派遣，リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査，環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守，電力関連施設の運営
【持分法適用関連会社】			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

（注）出資比率は自己株式を控除して計算しております。

5　企業集団の主要な借入先

借　入　先	借入金残高
日本生命保険相互会社	735 億円
株式会社みずほ銀行	705
株式会社日本政策投資銀行	530
株式会社北陸銀行	471
明治安田生命保険相互会社	325
株式会社北國銀行	264
第一生命保険株式会社	215
三井生命保険株式会社	150
株式会社福井銀行	137
株式会社三井住友銀行	131
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	131

6　当社の株式の状況

⑴　発行可能株式総数　　4億株
⑵　発行済株式総数　　2億1,033万3,694株
⑶　株　主　数　　8万8,357名
⑷　大　株　主

株　主　名	持株数および出資比率	
富山県	11,270 千株	5.4 %
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
北陸電力従業員持株会	7,059	3.4
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	5,941	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,762	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,373	2.1
株式会社みずほ銀行	3,341	1.6
株式会社富山第一銀行	2,740	1.3
みずほ信託銀行株式会社（退職給付信託　北陸銀行口）	2,665	1.3

（注）出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得，処分および保有

	取得または処分の株数	取得または処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	11,762 株	20 百万円
単元未満株式の買増し請求による処分	1,041	1
決算期における保有株式	1,528,996	―

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
久和 進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 富山経済同友会代表幹事 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長
金井 豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
赤丸準一	代表取締役副社長 副社長執行役員	
矢野 茂	代表取締役副社長 副社長執行役員	富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
西野彰純	代表取締役副社長 副社長執行役員 地域共生本部長 原子力本部長	
堀田正之	取締役 常務執行役員	北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長
長谷川俊行	取締役 常務執行役員	北電テクノサービス株式会社代表取締役社長
尾島志朗	取締役 常務執行役員 営業本部長	
高林幸裕	取締役 常務執行役員	
石黒伸彦	取締役 常務執行役員 原子力本部副本部長	

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
深山　彬	取締役	金沢商工会議所会頭
川田達男	取締役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭
高木繁雄	取締役	富山商工会議所会頭
高桑幸一	常勤監査役	
淤見隆昌	常勤監査役	
細川俊彦	監査役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市情報公開審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋庭悦子	監査役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊東忠昭	監査役	株式会社福井銀行取締役会長

（注）1　取締役 深山　彬，同 川田達男，同 髙木繁雄は，社外取締役であります。
2　監査役 細川俊彦，同 秋庭悦子，同 伊東忠昭は，社外監査役であります。
3　当社は，社外取締役および社外監査役全員を，株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し，届け出ております。
4　当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

平成27年６月25日	代表取締役会長 永原　功，代表取締役副社長 堀　祐一，同 三鍋光昭が退任 監査役 深山　彬，同 川田達男，同 髙木繁雄が退任
平成27年６月25日	高林幸裕，石黒伸彦，深山　彬，川田達男，髙木繁雄が取締役に就任 細川俊彦，秋庭悦子，伊東忠昭が監査役に就任
平成27年６月25日	代表取締役社長 久和　進が代表取締役会長に，代表取締役副社長 金井　豊が代表取締役社長 社長執行役員に，常務取締役 赤丸準一，同 矢野　茂，同 西野彰純が代表取締役副社長 副社長執行役員に，常務取締役 堀田正之，同 長谷川俊行，同 尾島志朗，取締役 高林幸裕，同 石黒伸彦が取締役 常務執行役員にそれぞれ就任

5　代表取締役会長 久和　進は，平成28年４月13日，株式会社カターレ富山代表取締役会長に就任いたしました。
6　常勤監査役 淤見隆昌は，当社の経理部長を経験し，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

⑵ 取締役および監査役に対する報酬等

取締役　16名　377百万円（うち社外取締役　3名　13百万円）
監査役　 8名　 71百万円（うち社外監査役　6名　17百万円）

（注）1　上記には，第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名を含めております。
2　当年度（平成27年度）に係る役員賞与については，支給しないこととといたしました。
3　上記のほか，第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する慰労金73百万円，および社外監査役1名に対する慰労金0.8百万円があります。
4　株主総会決議による報酬限度額
取締役　月額　42百万円
監査役　月額　 8百万円

⑶ 社外役員に関する事項

①当年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
社　外 取締役	深　山　　彬	100%	
	川　田　達　男	100%	
	髙　木　繁　雄	100%	
社　外 監査役	細　川　俊　彦	100%	100%
	秋　庭　悦　子	100%	100%
	伊　東　忠　昭	100%	100%

上記出席状況のもと，各社外取締役は取締役会，各社外監査役は取締役会および監査役会における議論の中で，独立した客観的な立場から，経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

②他の株式会社の社外役員兼任状況

a．川田達男氏は，株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外監査役を兼任しております。
b．髙木繁雄氏は，日医工株式会社の社外取締役，セーレン株式会社および川田テクノロジーズ株式会社の社外監査役を兼任しております。
c．伊東忠昭氏は，株式会社エイチアンドエフの社外監査役を兼任しております。
（注）上記社外役員兼任先と当社との間には，開示すべき関係はありません。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第1項の規定により，社外取締役および社外監査役との間に，同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

Ⅲ　会計監査人の状況

1　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2　当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

⑴　当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額
　　97百万円

⑵　⑴の合計額のうち，当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額
　　43百万円

⑶　会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は，取締役，社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて，会計監査人の監査計画，報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で，同意しております。

（注）　当社子会社北陸電気工事株式会社の計算関係書類の監査は，太陽有限責任監査法人が行っております。

3　非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である電力システム改革への対応および情報セキュリティ対策に関する助言業務についての対価を支払っております。

4　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，当該会計監査人が，会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等，会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には，その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

5　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は，次のとおりであります。

⑴　処分の対象者
　　新日本有限責任監査法人

⑵　処分の内容
- 契約の新規の締結に関する業務の停止　３月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
- 業務改善命令（業務管理体制の改善）

⑶　処分理由
- 株式会社東芝の平成22年３月期，平成24年３月期および平成25年３月期における財務書類の監査において，相当の注意を怠り，重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- 当監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

Ⅳ　業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は,電気事業者として,安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと,効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため，業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は,「隠さない風土」のもとで，この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに，事業環境の変化に適応しつつ，引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1．取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役は，企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め，これを率先して実践するとともに，従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
- 取締役会は，原則として月１回，また必要に応じて開催し，法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに，取締役から職務執行の状況について報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，社外取締役を交え，多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役は，取締役会議事録をはじめ，決裁文書等，取締役の職務執行に関する情報について，保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め,適切に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役は，自然災害，原子力災害その他当社の財産，社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し，これに迅速かつ的確に対応するため,「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程)」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また，各部所は，取締役の指揮のもと，定期的に訓練・教育等を実施し，事象発生時の迅速な復旧，被害拡大防止等の対応に備える。
- 取締役は，不確実性に伴う経営リスクについて，適宜把握・評価のうえ，取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに，必要に応じて，組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し，適切に対応する。

4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会への付議事項を含む重要事項については，原則として週１回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等，効率的な業務運営に努める。
- 取締役は，指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに，情報システムの活用により，迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。

5．従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 社長を委員長とし，社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として,「行動規範」の周知徹底を図る等，コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに，コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，全社をあげて毅然として対応する。
- 取締役は，設備の保安活動にあたり，法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
- 取締役は，財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
- 取締役は，社内規則の制定及び契約書の締結にあたり，法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め，適切な運用を図る。
- 内部監査部門は，法令等の遵守状況，その他従業員の職務執行の状況を把握し，その改善を図るため,定期的又は必要に応じて監査を実施し,その結果を常務会等に報告する。取締役は，監査結果を踏まえ，適切な対応を図る。

6．北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
・取締役は，北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し，グループ各社は，その達成を目指し取り組む。
・取締役は，「グループ会社運営規程」を定め，グループ各社の経営上の重要事項について，事前協議を受ける体制を整備するほか，グループ経営協議会等を通じ，相互の緊密な連携を図る。
・北陸電力グループ各社は，当社に準じて，法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し，適切な運用を図る。
7．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き，必要な人員を配置するとともに，その人事異動については監査役と事前協議を行う。
・取締役及び従業員は，会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は，直ちに監査役会又は監査役に報告する。また，取締役及び従業員は，職務執行の状況等について，監査役が報告を求めた場合は，これに応じる。
・取締役は，前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう，適切に対応する。
・取締役は，監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか，適切な予算の配分等，監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
・取締役は，監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに，内部監査部門は，監査役及びそのスタッフと緊密に連携し，監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8．その他（附則）
・非取締役の常務執行役員は，本決議文中の「取締役」に準ずる者として，業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1．取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「コンプライアンスの徹底」を「2015（H27）年度北陸電力グループの取組み」に掲げるとともに，社長メッセージの発信等により，従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
・取締役会を11回開催し，社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに，取締役の職務執行を監督している。
2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・決裁書等の社内文書については，「文書規程」に基づき，管理・保管している。また，電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき，諸対策を実施している。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき，「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
・業務に関連するリスクについては，適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに，必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
・会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を47回開催し，取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
・「組織規程」「職務権限規程」等により，職務執行のルール・手続きを明確化している。
5．従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「コンプライアンス推進委員会」を２回開催しているほか，「コンプライアンス推進月間」の

設定等，法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
・「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」に基づき，各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
・「考査規程」「原子力監査要則」に基づき，内部監査部門による監査を実施するとともに，その結果を取締役会に報告している。

6．北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
・「2015（H27）年度北陸電力グループ経営方針」を策定し，北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
・「グループ会社運営規程」に基づき，グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに，「グループ経営協議会」を随時開催し，相互連携を確保している。
・グループ各社は，「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し，法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。

7．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・「監査役室」を設置し，監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
・「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め，取締役及び従業員は，監査役監査に誠実に対応するとともに，監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また，取締役及び内部監査部門は，適宜，監査役と意見交換を実施し，相互連携を確保している。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**1,216,657**	**固定負債**	**932,709**
電気事業固定資産	**808,779**	社債	424,887
水力発電設備	108,666	長期借入金	390,259
汽力発電設備	108,325	退職給付に係る負債	31,310
原子力発電設備	160,919	使用済燃料再処理等引当金	6,124
送電設備	159,648	使用済燃料再処理等準備引当金	6,107
変電設備	86,878	資産除去債務	59,153
配電設備	146,729	その他	14,867
業務設備	31,527	**流動負債**	**221,199**
その他の電気事業固定資産	6,084	1年以内に期限到来の固定負債	90,487
その他の固定資産	**43,488**	短期借入金	16,127
固定資産仮勘定	**133,901**	支払手形及び買掛金	30,664
建設仮勘定及び除却仮勘定	133,901	未払税金	8,291
核燃料	**108,405**	その他	75,628
装荷核燃料	26,219	**引当金**	**21,481**
加工中等核燃料	82,186	渇水準備引当金	21,481
投資その他の資産	**122,082**	**負債合計**	**1,175,390**
長期投資	55,268		
使用済燃料再処理等積立金	5,369		
退職給付に係る資産	16,557	**株主資本**	**321,208**
繰延税金資産	37,561	資本金	117,641
その他	7,648	資本剰余金	33,994
貸倒引当金(貸方)	△ 322	利益剰余金	172,899
流動資産	**292,736**	自己株式	△ 3,327
現金及び預金	193,128	**その他の包括利益累計額**	**2,955**
受取手形及び売掛金	55,745	その他有価証券評価差額金	5,377
たな卸資産	19,016	繰延ヘッジ損益	15
繰延税金資産	5,473	退職給付に係る調整累計額	△ 2,436
その他	19,520	**非支配株主持分**	**9,839**
貸倒引当金(貸方)	△ 147	**純資産合計**	**334,003**
合計	**1,509,393**	**合計**	**1,509,393**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**506,443**	**営業収益**	**544,568**
電気事業営業費用	460,563	電気事業営業収益	492,382
その他事業営業費用	45,879	その他事業営業収益	52,185
営業利益	**38,124**		
営業外費用	**13,022**	**営業外収益**	**2,940**
支払利息	11,265	受取配当金	563
その他	1,757	受取利息	575
		持分法による投資利益	20
		その他	1,781
当期経常費用合計	**519,466**	**当期経常収益合計**	**547,508**
当期経常利益	**28,041**		
渇水準備金引当又は取崩し	**4,807**		
渇水準備金引当	4,807		
税金等調整前当期純利益	**23,234**		
法人税等	**8,848**		
法人税等	6,432		
法人税等調整額	2,416		
当期純利益	**14,385**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,493**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**12,891**		

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	117,641	33,993	170,449	△ 3,309	318,775	9,350	－	7,566	16,917	8,517	344,209
当連結会計年度変動額											
剰余金の配当			△10,440		△10,440						△10,440
親会社株主に帰属する当期純利益			12,891		12,891						12,891
自己株式の取得				△ 20	△ 20						△ 20
自己株式の処分			△ 0	2	1						1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1						1
株主資本以外の項目の当該連結会計年度変動額（純額）						△ 3,972	15	△10,003	△13,961	1,321	△12,639
当連結会計年度変動額合計	－	1	2,450	△ 18	2,433	△ 3,972	15	△10,003	△13,961	1,321	△10,205
当連結会計年度末残高	117,641	33,994	172,899	△ 3,327	321,208	5,377	15	△ 2,436	2,955	9,839	334,003

連　結　注　記　表

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　13社

②　連結子会社の名称

日本海発電株式会社，北陸発電工事株式会社，北電テクノサービス株式会社，北陸電気工事株式会社，日本海コンクリート工業株式会社，北陸通信ネットワーク株式会社，北電情報システムサービス株式会社，北陸エルネス株式会社，北電産業株式会社，日本海環境サービス株式会社，北電技術コンサルタント株式会社，株式会社北陸電力リビングサービス，北電パートナーサービス株式会社

③　連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・ＩＴ，ホッコー商事株式会社，北陸電気商事株式会社，株式会社ジェスコ，株式会社プリテック

連結の範囲から除外した子会社は，事業内容，グループ内における取引高及び取引内容ほか，総資産，売上高，当期純損益（持分に見合う額），利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて，これらを連結の範囲から除いても，連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法適用関連会社の数　　１社

②　持分法適用関連会社の名称

株式会社ケーブルテレビ富山

③　持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・ＩＴ，ホッコー商事株式会社，北陸電気商事株式会社，株式会社ジェスコ，株式会社プリテック

④　持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社，富山共同自家発電株式会社，日本海建興株式会社，北陸計器工業株式会社，北陸エナジス株式会社，北陸電機製造株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は，事業内容，グループ内における取引高及び取引内容ほか，当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて，これらを持分法の対象から除いても，連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

⑺　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ
時価法
(ハ) たな卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産は主として定率法，無形固定資産は定額法によっている。
なお，有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。
③ 重要な引当金の計上基準
(イ) 使用済燃料再処理等引当金
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下，「再処理等費」という。）に充てるため，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下，「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率0.6％）を計上する方法によっている。
なお，平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち，従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など，平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第２条に定める金額）12,653百万円については，平成17年度から15年間にわたり毎連結会計年度均等額を計上していたが，平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため，見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について，平成20年度から12年間にわたり毎連結会計年度均等の812百万円を計上している。当連結会計年度末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は3,250百万円である。
また，再処理等費に係る見積差異は，電気事業会計規則取扱要領第81の規定により，翌連結会計年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当連結会計年度末における未認識の見積差異は，12,822百万円となっている。
(ロ) 使用済燃料再処理等準備引当金
原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0％）に，対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。
④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
(イ) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は，主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

㈡　特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

㈢　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

2　会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し，支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに，取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また，当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については，暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更する。加えて，当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については，企業結合会計基準第58－２項(4)等に定める経過的な取扱いに従っており，当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお，この変更に伴う影響は軽微である。

3　連結貸借対照表に関する注記

(1)　担保資産及び担保付債務

（当　社）

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	475,375百万円
株式会社日本政策投資銀行からの借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	51,852百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任した社債	80,700百万円

（連結子会社）

担保資産	
その他の固定資産	6,090百万円
投資その他の資産	8百万円
担保付債務	
長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	1,215百万円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　2,537,773百万円

(3) 保証債務等

① 以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	36,959百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
株式会社パワー・アンド・ＩＴ	1,300百万円
従業員の住宅及び厚生資金借入	12,516百万円
合　　計	68,269百万円

② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務

日本原燃株式会社	404百万円

③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務

以下は，金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。

北陸電力第248回国内普通社債	22,500百万円
北陸電力第250回国内普通社債	28,200百万円
北陸電力第281回国内普通社債	30,000百万円
合　　計	80,700百万円

契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。

株式会社みずほ銀行	70,700百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円

(4) 渇水準備引当金は，電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

（追加情報）

渇水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）の施行

平成28年４月１日に「渇水準備引当金に関する省令」（平成28年経済産業省令第53号）が施行され，「渇水準備引当金に関する省令」（昭和40年通商産業省令第56号）（以下，「旧省令」という。）は廃止された。これにより，積立て又は取崩しの額及び積立ての限度額は，旧省令に基づく方法により算定した金額に，特定小売供給に係る販売電力量を電気事業に係る販売電力量で除して得た値（特定小売供給割合）を乗じて算定する方法に変更となった。また，電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第１項の規定が適用されないこととなった場合には，渇水準備引当金の残高を取り崩し，当該取り崩した額に相当する金額を利益剰余金に振り替えることとなった。

なお，この変更に伴う影響は未定である。

4　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	210,333,694株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	5,220	25	平成27年３月31日	平成27年６月26日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	5,220	25	平成27年９月30日	平成27年11月30日
計		10,440			

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年６月28日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

① 配当金の総額	5,220百万円
② １株当たり配当額	25円
③ 基準日	平成28年３月31日
④ 効力発生日	平成28年６月29日

なお，配当原資については利益剰余金を予定している。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは，電気事業の運営上必要な資金を，社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は，主に株式であり，定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

使用済燃料再処理等積立金は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭であり，経済産業大臣より通知された金額を，同法で指定された資金管理法人に積み立てている。

受取手形及び売掛金は，主に電灯料及び電力料であり，電気供給約款等に基づき，お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは，中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから，市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

デリバティブ取引は，為替相場等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており，短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては，社内規程に基づき，信用度の高い金融機関を相手方として，通常業務から発生する債権債務を対象に，執行箇所及び管理箇所を定め，代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，以下のとおりである。

なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものは，含まれていない（(注)２参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	14,420	14,420	－
② 使用済燃料再処理等積立金	5,369	5,369	－
③ 現金及び預金	193,128	193,128	－
④ 受取手形及び売掛金	55,745	55,745	－
負債			
⑤ 社債 （※）	475,362	493,198	17,836
⑥ 長期借入金 （※）	427,535	453,075	25,540
⑦ 短期借入金	16,127	16,127	－
⑧ 支払手形及び買掛金	30,664	30,664	－

（※）連結貸借対照表上，「１年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

（注）1　金融商品の時価の算定方法

①　長期投資（その他有価証券）

時価は，取引所の価格によっている。

②　使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号)に基づき拠出した金銭であり,取戻しにあたっては，経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要がある。帳簿価額は，当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから，時価は当該帳簿価額によっている。

③　現金及び預金，ならびに　④　受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

⑤　社債

時価は，市場価格のある社債は市場価格に基づき，市場価格のない社債は，元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥　長期借入金

時価は，元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑦　短期借入金，ならびに　⑧　支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

（注）2　非上場株式及び出資証券等（連結貸借対照表計上額36,920百万円）は,市場価格がなく,かつ，将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって，時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため,「① 長期投資（その他有価証券)」には含まれていない。

6　1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　1,552円48銭

⑵　1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益　61円74銭

7　その他の注記

⑴　連結計算書類の用語，様式及び作成方法については,「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し,「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

⑵　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し，平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなった。

これに伴い，当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は，一時差異等の解消が見込まれる連結会計年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果，繰延税金資産の純額が1,074百万円，退職給付に係る調整累計額が28百万円,非支配株主持分が38百万円それぞれ減少し,その他有価証券評価差額金が65百万円,繰延ヘッジ損益が0百万円，法人税等調整額（借方）が1,113百万円それぞれ増加している。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**1,198,916**	**固定負債**	**918,464**
電気事業固定資産	**809,922**	社債	424,987
水力発電設備	101,290	長期借入金	388,873
汽力発電設備	108,703	リース債務	3
原子力発電設備	161,570	関係会社長期債務	111
内燃力発電設備	56	退職給付引当金	19,116
新エネルギー等発電設備	2,620	使用済燃料再処理等引当金	6,124
送電設備	161,729	使用済燃料再処理等準備引当金	6,107
変電設備	87,520	資産除去債務	59,153
配電設備	154,562	雑固定負債	13,988
業務設備	31,736	**流動負債**	**221,867**
貸付設備	130	1年以内に期限到来の固定負債	89,973
附帯事業固定資産	**2,174**	短期借入金	15,000
事業外固定資産	**10,178**	買掛金	18,141
固定資産仮勘定	**133,436**	未払金	23,810
建設仮勘定	133,385	未払費用	43,483
除却仮勘定	50	未払税金	5,446
核燃料	**108,405**	預り金	361
装荷核燃料	26,219	関係会社短期債務	22,770
加工中等核燃料	82,186	諸前受金	2,878
投資その他の資産	**134,799**	雑流動負債	1
長期投資	53,690	**引当金**	**21,481**
関係会社長期投資	27,816	渇水準備引当金	21,481
使用済燃料再処理等積立金	5,369	**負債合計**	**1,161,813**
長期前払費用	1,506		
前払年金費用	18,854	**株主資本**	**291,823**
繰延税金資産	27,642	**資本金**	**117,641**
貸倒引当金(貸方)	△ 80	**資本剰余金**	**33,993**
流動資産	**260,060**	資本準備金	33,993
現金及び預金	179,771	**利益剰余金**	**143,515**
売掛金	41,854	利益準備金	28,386
諸未収入金	2,597	その他利益剰余金	115,129
貯蔵品	15,745	海外投資等損失準備金	10
前払費用	4,068	別途積立金	70,000
関係会社短期債権	978	繰越利益剰余金	45,119
繰延税金資産	4,447	**自己株式**	**△ 3,327**
雑流動資産	10,734	**評価・換算差額等**	**5,340**
貸倒引当金(貸方)	△ 137	その他有価証券評価差額金	5,325
		繰延ヘッジ損益	15
		純資産合計	**297,163**
合計	**1,458,977**	**合計**	**1,458,977**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**465,391**	**営業収益**	**494,180**
電気事業営業費用	**464,658**	**電気事業営業収益**	**493,043**
水力発電費	21,709	電灯料	156,072
汽力発電費	155,110	電力料	276,254
原子力発電費	47,751	地帯間販売電力料	24,930
内燃力発電費	66	他社販売電力料	10,935
新エネルギー等発電費	290	託送収益	1,328
地帯間購入電力料	2,511	事業者間精算収益	52
他社購入電力料	61,290	再エネ特措法交付金	19,712
送電費	27,862	電気事業雑収益	3,748
変電費	14,424	貸付設備収益	8
配電費	42,572		
販売費	15,321		
貸付設備費	19		
一般管理費	24,282		
再エネ特措法納付金	35,887		
電源開発促進税	10,348		
事業税	5,225		
電力費振替勘定(貸方)	△ 16		
附帯事業営業費用	**733**	**附帯事業営業収益**	**1,136**
熱供給受託事業営業費用	328	熱供給受託事業営業収益	520
設備貸付事業営業費用	399	設備貸付事業営業収益	608
その他附帯事業営業費用	5	その他附帯事業営業収益	7
営業利益	**(28,788)**		
営業外費用	**12,600**	**営業外収益**	**2,804**
財務費用	**11,466**	**財務収益**	**1,632**
支払利息	11,224	受取配当金	1,113
社債発行費	242	受取利息	519
事業外費用	**1,133**	**事業外収益**	**1,172**
固定資産売却損	13	固定資産売却益	47
雑損失	1,119	雑収益	1,125
当期経常費用合計	**477,992**	**当期経常収益合計**	**496,984**
当期経常利益	**18,992**		
渇水準備金引当又は取崩し	**4,807**		
渇水準備金引当	4,807		
税引前当期純利益	**14,184**		
法人税等	**5,461**		
法人税等	2,844		
過年度法人税等	307		
法人税等調整額	2,309		
当期純利益	**8,723**		

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	11	70,000	46,835	145,233	△ 3,309	293,559
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の積立				0		△ 0	－		－
海外投資等損失準備金の取崩				△ 1		1	－		－
剰余金の配当						△10,440	△10,440		△10,440
当期純利益						8,723	8,723		8,723
自己株式の取得							－	△ 20	△ 20
自己株式の処分						△ 0	△ 0	2	1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）									
当事業年度変動額合計	－	－	－	△ 1	－	△ 1,716	△ 1,717	△ 18	△ 1,736
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	10	70,000	45,119	143,515	△ 3,327	291,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	9,250	－	9,250	302,809
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の積立				－
海外投資等損失準備金の取崩				－
剰余金の配当				△10,440
当期純利益				8,723
自己株式の取得				△ 20
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）	△ 3,925	15	△ 3,909	△ 3,909
当事業年度変動額合計	△ 3,925	15	△ 3,909	△ 5,646
当事業年度末残高	5,325	15	5,340	297,163

個　別　注　記　表

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

(ｲ)　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ﾛ)　その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②　デリバティブ

時価法

③　たな卸資産

石炭，燃料油，バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法，無形固定資産は定額法によっている。

なお，有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3)　引当金の計上基準

①　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお，当社の確定給付企業年金制度については，当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため，前払年金費用として計上している。

(ｲ)　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

(ﾛ)　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定率法により按分した額を，それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

②　使用済燃料再処理等引当金

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下，「再処理等費」という。）に充てるため，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下，「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率0.6％）を計上する方法によっている。

なお，平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち，従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など，平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第２条に定める金額）12,653百万円については，平成17年度から15年間に

わたり毎期均等額を計上していたが，平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため，見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について，平成20年度から12年間にわたり毎期均等の812百万円を計上している。当期末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は3,250百万円である。
また，再処理等費に係る見積差異は，電気事業会計規則取扱要領第81の規定により，翌期から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当期末における未認識の見積差異は，12,822百万円となっている。

③ 使用済燃料再処理等準備引当金

原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0%）に，対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。

⑷ その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は，連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

2　会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）等を当事業年度から適用し，取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更した。また，当事業年度の期首以後実施される企業結合については，暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については，企業結合会計基準第58－２項⑷等に定める経過的な取扱いに従っており，当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお，この変更に伴う影響はない。

3　貸借対照表に関する注記

⑴ 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	475,475百万円
株式会社日本政策投資銀行からの借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	51,852百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任した社債	80,700百万円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　2,469,686百万円

⑶ 保証債務等

① 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	36,959百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
株式会社パワー・アンド・ＩＴ	1,300百万円
合　　計	55,752百万円

② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務

日本原燃株式会社	404百万円

③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務

以下は，金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。

第248回国内普通社債	22,500百万円
第250回国内普通社債	28,200百万円
第281回国内普通社債	30,000百万円
合　　計	80,700百万円

契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。

株式会社みずほ銀行	70,700百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権	826百万円
短期金銭債権	978百万円
長期金銭債務	111百万円
短期金銭債務	23,037百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

熱供給受託事業	専用固定資産	856百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	3百万円
	合　　計	859百万円
設備貸付事業	専用固定資産	1,312百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	2百万円
	合　　計	1,314百万円

(6) 渇水準備引当金は，電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

（追加情報）

渇水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）の施行

平成28年４月１日に「渇水準備引当金に関する省令」（平成28年経済産業省令第53号）が施行され，「渇水準備引当金に関する省令」（昭和40年通商産業省令第56号）（以下，「旧省令」という。）は廃止された。これにより，積立て又は取崩しの額及び積立ての限度額は，旧省令に基づく方法により算定した金額に，特定小売供給に係る販売電力量を電気事業に係る販売電力量で除して得た値（特定小売供給割合）を乗じて算定する方法に変更となった。また，電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第１項の規定が適用されないこととなった場合には，渇水準備引当金の残高を取り崩し，当該取り崩した額に相当する金額を繰越利益剰余金に振り替えることとなった。

なお，この変更に伴う影響は未定である。

4　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高

費用	45,748百万円
収益	784百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高　291百万円

5　株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び総数

普通株式	1,528,996株

6　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	12,693百万円
資産除去債務	8,853百万円
渇水準備引当金	6,009百万円
退職給付引当金	5,354百万円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	4,086百万円
使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金	2,151百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,972百万円
未払事業税	682百万円
その他	12,147百万円
繰延税金資産小計	53,951百万円
評価性引当額	△ 7,486百万円
繰延税金資産合計	46,465百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産	△ 7,013百万円
前払年金費用	△ 5,281百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2,070百万円
その他	△ 10百万円
繰延税金負債合計	△14,375百万円
繰延税金資産の純額	32,089百万円

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が国会で成立し，平成28年４月１日以後に開始する事業年度より法人税率の引下げが行われることとなった。

これに伴い，当期の繰延税金資産及び繰延税金負債は，一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果，繰延税金資産の純額が896百万円減少し，その他有価証券評価差額金が62百万円，繰延ヘッジ損益が0百万円，法人税等調整額（借方）が959百万円それぞれ増加している。

7　１株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たり純資産額	1,423円17銭
(2)	１株当たり当期純利益	41円78銭

8　その他の注記

計算書類は，電気事業会計規則に基づいて作成している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

北陸電力株式会社
代表取締役会長　久　和　　進　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白	羽	龍	三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	光	完	治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	川	正	房 ㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，北陸電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

北陸電力株式会社
代表取締役会長　久　和　　進　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白　羽　龍　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　光　完　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　川　正　房　㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，北陸電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議のうえ，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は，監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は，監査役会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店，支店，支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお，志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが，今後ともその取組状況を注視してまいります。

平成28年５月18日

北陸電力株式会社　監査役会

常勤監査役　高　桑　幸　一　㊞

常勤監査役　淤　見　隆　昌　㊞

監査役(社外監査役)　細　川　俊　彦　㊞

監査役(社外監査役)　秋　庭　悦　子　㊞

監査役(社外監査役)　伊　東　忠　昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金処分の件

当社は，利益配分にあたりましては，安定配当を継続し，株主の皆さまにお応えしていくとともに，経営基盤の安定・強化に資するため，内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

事業報告でご報告いたしましたとおり，依然として厳しい経営環境が続いておりますが，上記方針に基づき，期末における配当金につきましては，昨年11月にお支払いいたしました中間配当金と同様に，１株につき25円とさせていただきたいと存じます。

第92期　期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株あたりの期末配当金	25円
期末配当金総額	5,220,117,450円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日　　平成28年６月29日

第２号議案　取締役13名選任の件

現任取締役13名は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（五十音順，※印は新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	赤丸準一（あかまるじゅんいち） （昭和30年４月24日生）	昭和53年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員火力部担任 平成24年６月　当社常務取締役 平成27年６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員（現在に至る）	17,600株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和53年の入社以来，主に火力発電関係業務に従事し，現在，代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	石黒伸彦（いしぐろのぶひこ） （昭和32年７月23日生）	昭和58年４月　当社入社 平成23年６月　当社支配人原子力本部 志賀原子力発電所所長代理 平成24年６月　当社執行役員石川支店長 平成27年６月　当社取締役 常務執行役員（現在に至る） 当社原子力本部副本部長委嘱（現在に至る）	10,362株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和58年の入社以来，主に原子力発電関係業務に従事し，現在，取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	尾島志朗（おじましろう） （昭和32年６月15日生）	昭和56年４月　当社入社 平成21年６月　当社支配人営業本部 営業部長 平成24年６月　当社執行役員営業本部 営業部長 平成26年６月　当社常務取締役 当社営業本部長委嘱（現在に至る） 平成27年６月　当社取締役 常務執行役員（現在に至る）	9,300株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和56年の入社以来，主に経営企画・営業関係業務に従事し，現在，取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>金井 豊
（昭和29年10月19日生）</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成22年６月　当社常務取締役
平成25年６月　当社代表取締役副社長
平成27年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）
＜重要な兼職の状況＞
黒部川電力株式会社代表取締役</td><td>18,855株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者の選任理由＞
昭和52年の入社以来，主に原子力発電関係業務に従事し，現在，代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>川田達男
（昭和15年１月27日生）</td><td>昭和37年３月　福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社
昭和60年８月　セーレン株式会社常務取締役
昭和62年８月　同社代表取締役社長
平成15年６月　同社代表取締役社長兼最高執行責任者
平成17年10月　同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者
平成18年６月　福井県経営者協会会長
平成20年６月　当社監査役
平成21年３月　福井商工会議所会頭（現在に至る）
平成23年６月　セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者
平成26年６月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者（現在に至る）
平成27年６月　当社取締役（現在に至る）
＜重要な兼職の状況＞
セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者
KBセーレン株式会社代表取締役会長
Seiren U.S.A. Corporation取締役会長
福井商工会議所会頭
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外監査役</td><td>17,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者の選任理由＞
セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であり，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため，引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	久和（きゅうわ） 進（すすむ） （昭和24年６月22日生）	昭和47年４月　当社入社 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社代表取締役副社長 平成22年４月　当社代表取締役社長 平成27年６月　当社代表取締役会長（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 北陸経済連合会会長 富山経済同友会代表幹事 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長	68,304株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和47年の入社以来，主に電力流通関係業務に従事し，現在，代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	※ 園（その）　博（ひろ）昭（あき） （昭和31年１月22日生）	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員技術開発研究所長 平成26年６月　当社執行役員品質管理部長 平成27年６月　当社常務執行役員（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 日本海発電株式会社代表取締役社長	11,300株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和54年の入社以来，主に火力発電関係業務に従事し，現在，常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>髙木 繁雄
（昭和23年４月２日生）</td><td>昭和46年４月　株式会社北陸銀行入行
平成10年６月　同行取締役
平成14年６月　同行代表取締役頭取
平成14年７月　社団法人富山県銀行協会（現一般社団法人富山県銀行協会）会長
平成15年９月　株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ（現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ）代表取締役社長
平成21年４月　富山経済同友会代表幹事
平成25年６月　株式会社北陸銀行特別顧問（現在に至る）
平成25年11月　富山商工会議所会頭（現在に至る）
平成26年６月　当社監査役
平成27年６月　当社取締役（現在に至る）
＜重要な兼職の状況＞
富山商工会議所会頭
日医工株式会社社外取締役
セーレン株式会社社外監査役
川田テクノロジーズ株式会社社外監査役</td><td>3,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者の選任理由＞
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役社長および株式会社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため，引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>髙林 幸裕
（昭和33年７月２日生）</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成23年６月　当社支配人経営企画部部長
平成24年６月　当社執行役員経営企画部長
平成27年６月　当社取締役 常務執行役員（現在に至る）</td><td>10,412株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者の選任理由＞
昭和56年の入社以来，主に経営企画関係業務に従事し，現在，取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>西野 彰純
（昭和30年４月28日生）</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成21年６月　当社執行役員原子力本部 志賀原子力発電所長
平成25年６月　当社常務取締役
平成27年６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員（現在に至る）
当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱（現在に至る）</td><td>14,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者の選任理由＞
昭和54年の入社以来，主に原子力発電関係業務に従事し，現在，代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	※ 水野 弘一（みずの こういち） （昭和33年11月20日生）	昭和58年４月　当社入社 平成23年６月　当社支配人電力流通部部長（送変電計画担当） 平成25年６月　当社支配人電力流通部長 平成26年６月　当社執行役員電力流通部長（現在に至る）	1,804株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和58年の入社以来，主に電力流通関係業務に従事し，現在，執行役員電力流通部長を務めております。当社での豊富な業務経験を有し，当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり，新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
12	深山 彬（みやま あきら） （昭和16年３月30日生）	昭和38年４月　株式会社北國銀行入行 平成９年10月　同行専務取締役 平成10年12月　同行代表取締役頭取 平成11年４月　社団法人石川県銀行協会（現一般社団法人石川県銀行協会）会長 平成17年６月　当社監査役 平成18年６月　株式会社北國銀行代表取締役会長 平成18年７月　金沢商工会議所会頭（現在に至る） 平成25年６月　株式会社北國銀行相談役（現在に至る） 平成27年６月　当社取締役（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 金沢商工会議所会頭	22,100株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 株式会社北國銀行代表取締役頭取および同行代表取締役会長を経験されるなど，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため，引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
13	矢野 茂（やの しげる） （昭和32年８月29日生）	昭和55年４月　当社入社 平成21年６月　当社執行役員経営企画部長 平成24年６月　当社常務取締役 平成27年６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長	18,712株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和55年の入社以来，主に営業・経営企画関係業務に従事し，現在，代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており，引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）　1　川田達男，髙木繁雄および深山　彬の各氏は，社外取締役候補者であります。
2　川田達男，髙木繁雄および深山　彬の各氏につきましては，株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し，届け出ております。
3　髙木繁雄氏が平成25年６月まで代表取締役頭取として在任していた株式会社北陸銀行は，平成24年12月７日に北陸財務局より銀行法第26条第１項に基づく業務改善命令を

受けました。内容は，デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため，経営管理態勢，内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行代表取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ，不正行為防止のための方策を役職員に徹底するよう指示しておりましたが，その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は，全行的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて，内部監査態勢の強化および役職員の教育の充実等について指示するなど，その職責を果たしました。こうした取り組みの結果，当該業務改善命令につきましては，平成27年６月23日をもって解除されております。

4　川田達男，髙木繁雄および深山　彬の各氏は，現在，当社の社外取締役であり，就任してからの年数は,各氏とも本総会終結の時をもって１年であります。なお,各氏とも，過去，当社の社外監査役でありました。

5　当社は，川田達男，髙木繁雄および深山　彬の各氏との間で，会社法第423条第１項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており，各氏の選任が承認可決された場合には，当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役５名選任の件

現任監査役５名は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお，本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

（五十音順，※印は新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	秋庭悦子（あきばえつこ） （昭和23年７月10日生）	昭和46年４月　日本航空株式会社入社 平成元年７月　電気事業連合会広報部 平成８年４月　日本電信電話株式会社関東支社広報部 平成11年６月　社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（現公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）理事 平成15年５月　特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長 平成22年１月　内閣府原子力委員会委員 平成26年５月　特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長　再就任（現在に至る） 平成27年６月　当社監査役（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長	400株
	＜監査役候補者の選任理由＞ 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事や内閣府原子力委員会委員を務めるなど，その経歴を通じて培った専門的な知識と幅広い経験を有しており，消費生活やエネルギー・環境に関する専門家としての豊富な経験や識見を活かして，客観的な立場から監査をして頂くため，引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は，これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが，上記のとおり，社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものであります。		
2	伊東忠昭（いとうただあき） （昭和24年２月16日生）	昭和46年４月　株式会社福井銀行入行 平成20年６月　同行取締役兼代表執行役専務 平成22年３月　同行取締役兼代表執行役頭取 平成22年３月　一般社団法人福井県銀行協会会長 平成27年６月　株式会社福井銀行取締役会長（現在に至る） 平成27年６月　当社監査役（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社福井銀行取締役会長 株式会社エイチアンドエフ社外監査役	600株
	＜監査役候補者の選任理由＞ 株式会社福井銀行取締役会長であり，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして，客観的な立場から監査をして頂くため，引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	淤見 隆昌（おみ たかまさ） （昭和29年４月16日生）	昭和52年４月　当社入社 平成19年６月　当社支配人経理部長 平成21年６月　当社支配人資材部長 平成23年６月　当社執行役員資材部長 平成24年６月　当社常勤監査役（現在に至る）	17,555株
	＜監査役候補者の選任理由＞ 昭和52年の入社以来，主に経営企画･経理関係業務に従事し，現在，常勤監査役を務めております。当社での豊富な業務経験と財務・会計に関する知見を有しており，引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
4	※ 高松 正（たかまつ ただし） （昭和33年７月12日生）	昭和58年４月　当社入社 平成23年６月　当社支配人経営企画部部長 平成27年６月　当社執行役員品質管理部長（現在に至る）	8,700株
	＜監査役候補者の選任理由＞ 昭和58年の入社以来，主に電力流通・品質管理関係業務に従事し，現在，執行役員品質管理部長を務めております。監査に必要となる当社での豊富な業務経験と品質管理に関する知見を有し監査役として適任であり，新たに監査役として選任をお願いするものであります。		
5	細川 俊彦（ほそかわ としひこ） （昭和21年１月20日生）	昭和45年４月　検事任官 昭和56年４月　大阪弁護士会登録 昭和60年４月　富山県弁護士会登録 平成12年４月　金沢大学法学部教授 平成16年４月　金沢大学法科大学院教授 平成16年４月　富山県弁護士会再登録（現在に至る） 平成27年６月　当社監査役（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市情報公開審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長	1,533株
	＜監査役候補者の選任理由＞ 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており，その法律の専門家としての豊富な経験や識見を活かして，客観的な立場から監査をして頂くため，引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は，これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが，上記のとおり，社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものであります。		

（注）　1　秋庭悦子，伊東忠昭および細川俊彦の各氏は，社外監査役候補者であります。
2　秋庭悦子，伊東忠昭および細川俊彦の各氏につきましては，株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し，届け出ております。
3　秋庭悦子，伊東忠昭および細川俊彦の各氏は，現在，当社の社外監査役であり，就任してからの年数は，各氏とも本総会終結の時をもって１年であります。
4　当社は，秋庭悦子，伊東忠昭および細川俊彦の各氏との間で，会社法第423条第１項に関する監査役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており，各氏の選任が承認可決された場合には，当該契約を継続する予定であります。

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案から第８号議案までは，株主提案によるものであります。

なお，提案株主（99名）の議決権の数は，1,008個であります。

第４号議案　定款一部変更の件（１）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　志賀原子力発電所の廃炉措置

第44条　志賀原子力発電所は１号機，２号機ともに廃炉にし，敷地内および周辺の地質調査は行わない。

第45条　志賀原子力発電所は１号機，２号機ともに廃炉にし，追加の安全対策工事は行わない。

第46条　原子力規制委員会に申請中の２号機の新規制基準への適合性確認審査は取り下げ，１号機の新規制基準への適合性確認審査は申請しない。

○提案理由

３年半余の歳月と経費50億円をかけた敷地内断層の再調査で，原子力規制委員会有識者調査団により，１号機原子炉建屋直下と１，２号機タービン建屋直下の断層は「活断層の可能性がある」と確認された。

１号機は，「格納容器の耐震性に問題がある」とメーカーが認めており，その直下で地盤がずれる可能性があるのだから速やかに廃炉にするしかない。２号機タービン建屋直下には，原子炉冷却に不可欠な重要配管があり，活断層を完全に回避するような配管付替えは不可能なので，２号機も廃炉にするのが賢明な選択である。見通しの立たない再稼働のために，回収が見込めない資金投入を続けることは止めるべきである。

幸い当社は水資源に恵まれ発電量の４分の１を水力が占め，丸５年以上原発ゼロでも黒字を計上し続けている。今こそ脱原発を目指して再生可能エネルギーの比重を高め，他の事業者の先例となるような将来を見据えた決断をするチャンスだ。

○取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

今後，新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに，地球温暖化問題への対応が必要となる中，エネルギー資源に乏しい我が国では，安全確保を大前提に，原子力を活用していくべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても，原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社においては，志賀原子力発電所の停止が長期化し，厳しい電力需給や収支状況が続いております。

このような状況を踏まえると，供給安定性，経済性に優れ，発電時にCO_2を排出しない志賀原子力発電所は，引き続き活用していくことが不可欠であると考えております。今後，新規制基準への適合性確認審査の場で，シームに関する当社の調査結果を科学的・合理的に説明し，再稼働へのステップを着実に進めるとともに，発電所における安全性向上工事を安全･確実に進め，早期再稼働を目指してまいります。

第５号議案　定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第８章　原子力本部の業務の抜本的見直し

第47条　本会社の原子力本部は以下の業務を行う。

⑴　停止中の原発の安全管理

⑵　使用済み核燃料の安全管理，および乾式貯蔵等のリスクを低減するための措置に関する調査研究

⑶　原子力防災業務（本会社の施設内だけでなく，周辺自治体の防災業務の支援も含む）

⑷　福島原発の廃炉作業の支援，および廃炉に関する国内外の先行事例の調査研究

⑸　前各号に付帯関連する業務

○提案理由

志賀原発は敷地内に複数の活断層がある上，近傍の富来川南岸断層，福浦断層に加え能登半島地震の震源断層である能登半島沖断層や邑知潟断層帯などがあり，文字通り断層に囲まれて立地しているため，原子炉停止中でも地震や津波による放射能災害の危険性は免れない。したがって廃炉作業が完了するまでの間，地震や津波などの自然災害，さらにテロ等想定外の事態にも備え，施設全体の安全管理に努める必要がある。

また万が一，放射能災害が起きたら事故拡大を防ぎ事故収束に努めるとともに，防災業務を担えるように備え，場合によっては周辺自治体の防災業務の支援ができるような体制が必要である。

さらに，事故から５年以上経過してもいまだに困難な廃炉作業が続く福島第一原発の現場では，人手不足が深刻化しており，地震や津波に対して極めて脆弱な状態にある福島原発の廃炉作業の支援は，今まで原発を推進してきた事業者としての当然の責務である。

○取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

志賀原子力発電所は，供給安定性等の面から当社にとって必要不可欠な電源であり，廃止措置を行う予定はなく，早期再稼働を目指してまいります。

なお，発電所が停止している間も，巡視点検や機器の点検等，安全管理を確実に実施しております。

使用済燃料につきましては，再処理施設へ輸送するまでの間，発電所の使用済燃料貯蔵プールにおいて適切に貯蔵・管理しており，その容量には十分な余裕があります。貯蔵プールは十分な耐震性を有するとともに，非常用電源の強化や注水手段の多様化等を図っており，現行の貯蔵方式は十分な安全性を有しております。

原子力防災につきましては，原子力事業者防災業務計画に原子力災害の発生・拡大防止と復旧について定め，継続的に訓練を実施するなど適切に対応するとともに，自治体主催の訓練に参加するなど周辺自治体との連携を深めております。

したがいまして，ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第６号議案　定款一部変更の件（３）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　プルトニウムの分離および利用の禁止

第48条　本会社は使用済み核燃料を直接処分し，再処理によるプルトニウム分離は行わない。

第49条　プルサーマル発電は行わない。

○提案理由

使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出す我が国の核燃料サイクル政策は，米国政府高官が上院外交委員会公聴会で「撤退が望ましい」との見解を表明するなど，核不拡散と安全保障の観点から国際的に懸念されている。また，上記の米高官が「経済的にも合理性がない」と指摘している通り，使用済み核燃料は直接処分するほうが再処理より経済的である。

六ヶ所再処理工場はトラブル続きで竣工のめどが立たず，敷地直下の活断層に加え沖には長さ100㎞に及ぶ大陸棚外延断層があるという非常に危険な場所に立地しており，新規制基準への適合性審査に合格するかどうかも危ぶまれ，設置許可は取り消される可能性がある。すでに六ヶ所に搬出した当社の使用済み核燃料は再処理せずに直接処分すれば，分離したプルトニウムを利用するプルサーマル発電も必要なくなり，そのほうが経済的だし環境への負荷も減らせる。

○取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

今後，新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに，地球温暖化問題への対応が必要となる中，エネルギー資源に乏しい我が国では，安全確保を大前提に，原子力を活用していくべきと考えております。

原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理は，ウラン資源の有効利用と高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減につながり，我が国にとって重要な取組みであると考えております。

また，国のエネルギー基本計画においても，使用済燃料の処分に関する課題を解決し，将来世代のリスクや負担を軽減するために「再処理やプルサーマル等を推進する」ことが明記されており，加えて，電力システム改革による競争環境下でも再処理等を安定的・継続的に進めるため，再処理等拠出金法が本年５月に成立したところであります。

当社は，国の基本方針に従い使用済燃料の再処理等を実施していくことが重要と考えております。

第７号議案　定款一部変更の件（４）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章　双方向の対話活動の充実および情報公開の積極的な推進

第50条　地域社会からの信頼を取り戻すために，双方向の対話活動を充実させる。

⑴　お客さまや地域の皆様等からのご意見，質問や要請などには誠意を持って対応する。

⑵　質問や問合せに対する回答は要請があれば文書回答とし，その内容はできる限り公開する。

⑶　原子力発電に関する一方的な安全キャンペーンや広報のあり方を見直し，批判的な立場の有識者も交えた公開シンポジウム等を企画するなど，真に双方向の対話を目指す。

第51条　本会社の事業に関する情報公開をより積極的に推進し，事業の透明性を高める。

⑴　発電電力の構成比を「電気使用料のお知らせ」に表示する。

⑵　電源別の発電単価を実績値に基づき公表する。

とくに原子力発電のコストについては，使用済み核燃料再処理に係る費用，将来の廃炉に備える積立金，原子力損害賠償・廃炉等支援機構への一般負担金額など，将来にわたるコストをも含めて公表する。

⑶　二酸化炭素排出量および放射性廃棄物発生量，さらには本会社が保管している放射性廃棄物の量等を分かりやすく公表するなど，消費者が電力会社を選択する際に役立つような情報を積極的に公開する。

○提案理由

福島第一原発の事故で安全神話は崩壊したのに，従来と同じような安全キャンペーンをいくら繰り返しても信頼は得られない。敷地内断層調査において，十分な根拠を示せないまま一方的な主張を繰り返すのみだった当社の説明では，３年半余かけても有識者調査団を説得できなかった。そのことで地域社会からの信頼も揺らいでいる。信頼を取り戻すには，経営方針に明記している「お客さまや地域の皆様との双方向対話活動」を単なるスローガンに終わらせずに，真の双方向対話を成立させる努力が必要である。「わかりやすく，丁寧にご説明し，ご理解，ご安心いただけるよう取り組む」と言いながら，ただ安全性を強調するだけで疑問や不安には答えないやり方は，転換しなければならない。

電力自由化の時代を迎え，消費者に選択してもらえる電力会社であり続けるには，今こそ徹底した情報公開により事業の透明性を高めることが求められている。

○取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，地域の皆さまにエネルギー・環境問題等について正しくご理解いただくため，説明会や見学会等を通じ，双方向の対話活動を実施しており，今後も，相互理解を深める活動を推進してまいります。

また，従来からホームページや有価証券報告書等において，発電電力量の構成比，電源別の発電費用，二酸化炭素排出係数や放射性廃棄物の発生量･管理状況等を開示しており，今後も，積極的な情報開示に努めてまいります。

更に，本年４月から小売全面自由化がスタートし，競争環境が厳しさを増す中，引き続きお客さまから選択いただけるよう，ホームページや広報誌等で各種情報を積極的に開示するとともに，北陸電力サービス会員制度「ほくリンク」を通じた情報提供を行ってまいります。

したがいまして，あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第８号議案　定款一部変更の件（５）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章　役員報酬等の個別開示

第52条　本会社の個々の取締役及び監査役，相談役，顧問等の報酬，賞与その他の業務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は，遅滞なく公表する。

○提案理由

株主は取締役に会社の経営を委任しており，取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか，株主が個別に判断できるようにするのは当然のことである。しかし，取締役及び監査役に対する報酬等は総額しか公表されず，株主が個別に判断することは不可能となっている。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずであり，取締役会には基準の根拠を説明し，その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役についても，同様である。

昨年の「株主総会招集ご通知」には，個別開示しない理由として「プライバシー保護の観点等から」という取締役会意見が記載されていたが，本会社は電力供給という公共性が極めて高い事業を営んでおり，そもそも報酬の原資は電気料金なのだから，自治体の長や議員などの報酬額が開示されているのと同様に，取締役等の報酬は個別開示するべきものである。

○取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては，それぞれ株主総会において決議いただいており，その範囲内で，取締役については社外取締役３名と会長・社長の５名による報酬に関する会議での審議を経て取締役会で，監査役については監査役の協議により，各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては，各事業年度の業績等を勘案し，支給の都度，株主総会で総額を決議いただき，取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては，法令に基づき，経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は，適法と認められており，一般的にも採用されております。

また，相談役および顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており，報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

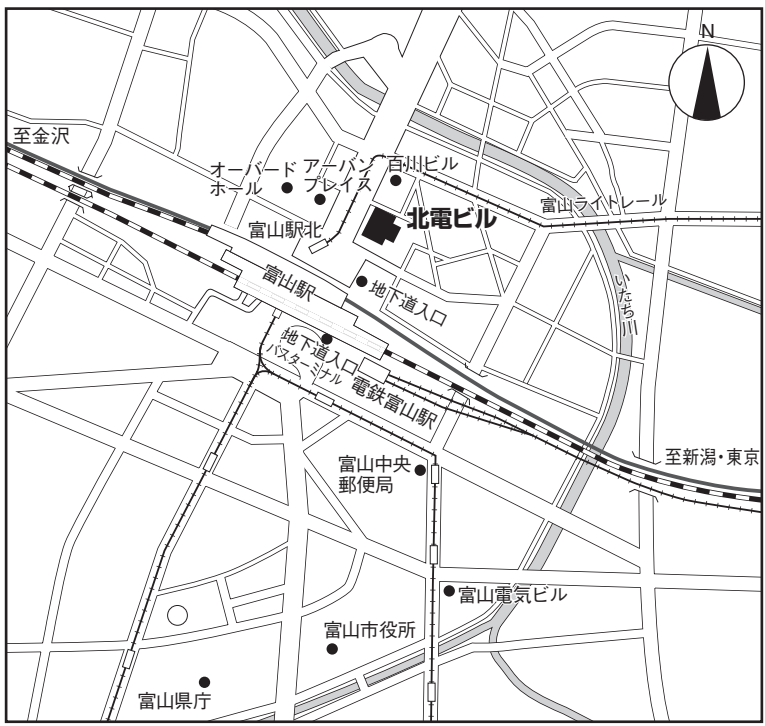
なお，各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以　上

株主総会会場ご案内

会　場　　富山市牛島町15番１号

北電ビル　２階大ホール



○富山駅北口から徒歩で約１分です。
（駅の南口からは，東側約70メートル付近に，北電ビル前へ通じる地下道があります。）
○会場には駐車場がございませんので，公共交通機関等をご利用願います。